

農業委員会だより



平成18年12月1日
田原市農業委員会

☎23局3519 / FAX22局3817

第8号

各種申請書類の提出期限

農業委員会等に提出していただく申請書には、それぞれ期限が定められています。期限内の確実な提出をお願いします。

農業委員会等へ提出する申請書類

申請の種類	内 容	提出期限	提出場所
農地法の許可に関する申請	農地の貸借、売買、転用など	毎月5日	農業委員会
農地法の届出に関する申請	市街化区域農地の転用	随 時	農業委員会
農地の現況証明に関する申請	20年以上にわたる農地の転用	毎月5日	農業委員会
基盤強化法に関する申請	農用地利用集積計画による貸借、売買	毎月25日	農業委員会
農振法に関する申請	農用地区域からの除外、変更	2、5、8、11月の月末	農 政 課

やめましょう！

農地の違反転用

最近、農地を農地以外に許可なく転用しているケースが多くみられます。農地は地目が農地であれば、耕作がされていなくても農地として扱われます。また、地目が農地でなくとも、耕作されている土地であれば農地と見なされ、次のように転用する場合、許可を受ける必要があります。（農地法により一定の決まりが設けられているため）

- 住宅用地、工場用地、道路、山林などに転用する場合
- 農業用施設の敷地をコンクリートで地固めする場合
- 資材置場、砂利採取場などに転用する場合

許可を受けずに行った農地の転用行為は農地法違反です。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事が工事を中止させ、現状回復等の命令がなされる場合があります。農地を転用するときは必ず農地転用の申請を行い、許可を受けましょう。また、転用しようとする農地が農用地区域にある場合は、区域の除外または変更の手続きをしましょう。

事前にご相談ください
農地の転用には法律上の制限があります。また、許可申請の手続きには複雑な部分もあります。転用についての手続きや疑問は農業委員会にご相談ください。

市長との意見交換会を開催

8月17日、田原市役所で農業委員と市長との意見交換会が行われました。市からは市長をはじめ経済部長、農政担当次長、農政課長も出席していただき、大きな内容として、次の3点について意見を交換しました。

1 遊休農地対策と営農支援センターについて

【農業委員会の意見】

農業委員会では毎年、遊休農地調査を行い、菜の花エコプロジェクトに協力はしていますが、抜本的な遊休農地解消対策が見つかりません。一つには、非農家に参加できるようなシステムを作るなどの検討も必要だと思っています。設立が予定されている営農支援センターがその一翼を担うと思われませんが、進ちょく状況はどのような具合でしょうか。

【田原市の意見】

遊休農地対策については、市が農